

## 出張所でできる手続き

### 住所変更・印鑑登録等は、出張所で手続きできます

豊洲特別出張所 03-3647-3162 FAX 03-3647-9206

区内7か所の出張所と豊洲特別出張所で、住所変更や印鑑登録などの手続きができます。取扱業務・手続きの詳細は、区HPをご覧になるか、各出張所にお問い合わせください。

#### 主な取扱業務

出張所
住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届) ※1
印鑑登録・印鑑登録証明書
住民票
特別区民税・都民税の納税(非)課税証明書(税の申告をしている方)、軽自動車税(種別割)納税証明書
戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付(江東区が本籍の方) ※2
マイナンバーカードに関する手続き(交付を除く) ※3
国民健康保険の届け出 ※4
国民年金の届け出の受付 ※5
母子手帳の交付(保健所・保健相談所でも交付できます)
豊洲特別出張所
上記出張所での取扱業務
戸籍の届け出(日本人の方の出生届・婚姻届・転籍(分籍)届・死亡届及び不受理申出) ※6 (豊洲特別出張所戸籍係 03-5859-0069)
児童手当・子ども医療費助成に関する手続き ※7 (子ども家庭支援課給付係 03-5859-0165)

- ※1 外国人が国外から転入した場合や、新たに中長期在留者の資格を取得した場合の手続きは、区役所(区民課住民登録係)のみ
- ※2 本籍地が江東区以外の方は要問い合わせ
- ※3 マイナンバーカードID付申請書(再交付含む)は、本人または同一世帯の方が住民登録係へWEBで依頼でき、窓口申請の場合は大島・豊洲ではマイナンバーカード交付窓口で受け付けています
- ※4 国民健康保険の加入・喪失手続き、資格確認書の再発行、高額療養費の受付、給付申請(葬祭費・療養費の一部)のみ
- ※5 国民年金加入手続き(外国籍の方で初めて日本の年金制度に加入するとき、高齢任意加入および在外任意加入を除く)、現年度分保険料の免除申請のみ
- ※6 離婚届・養子縁組届・養子離縁届・入籍届等や外国籍の届け出全般、海外やご自宅で出産された方の出生届については、区役所(区民課戸籍係)のみ
- ※7 児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成は、区役所(子ども家庭支援課給付係)のみ

#### 所在地・利用時間

出張所	電話
【利用時間】月～金曜8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)	
白河出張所(白河1-3-28 深川江戸資料館内)	03-3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	03-3642-8306
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	03-5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1 カメリアプラザ1階)	03-3683-3734
大島出張所(大島4-5-1 総合区民センター2階)	03-3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	03-3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	03-3640-5355
豊洲特別出張所	
【利用時間】月～金曜8:30～17:00(水曜は19:00まで)、原則第2日曜9:00～16:00(祝日、年末年始を除く)	
豊洲特別出張所住民係 (豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター3階)	03-3531-6316



▲出張所・豊洲特別出張所

▲マイナンバーカード  
(個人番号カード)の申請方法

### 豊洲特別出張所 水曜は19:00まで窓口を延長 日曜にも窓口開設

豊洲特別出張所住民係 03-3531-6316 FAX 03-6228-2837

豊洲特別出張所では、一部窓口の開設時間を延長しています。水曜延長窓口は混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

- 毎週水曜(祝日除く)19:00まで一部窓口の開設時間を延長
- 毎月原則第2日曜(3月は第5日曜)9:00～16:00に日曜窓口を開設
- 4月5日(日)9:00～16:00は臨時窓口を開設(戸籍係と医療保険窓口は開設しません)
- ※水曜延長窓口、日曜窓口、臨時窓口では、それぞれ開設する窓口および取り扱い業務が異なり、他の区市町村や関係機関に確認が必要な業務など、一部取り扱いできない業務があります。詳細は区HPをご覧ください



#### 3・4月の日曜窓口・臨時窓口(豊洲特別出張所)

	日程	開設窓口
日曜窓口	3/29(日) 4/12(日)	住民係※1、戸籍係、子ども家庭支援課給付係
臨時窓口	4/5(日)	住民係※1、子ども家庭支援課給付係

※1 取扱業務は、住所の異動手続き・印鑑登録・証明書発行など、一部の業務に限られます

### 江東区外へ引越しする方へ 転出の届け出はオンライン・郵送で手続きできます

江東区外に住所を移す場合は、転出の届け出が必要です。窓口での手続きは、手続き終了まで長時間お待たせすることがありますので、便利なオンライン・郵送手続きをご利用ください。なお、引越しをする日の14日前から転出の届け出ができます。 豊洲特別出張所住民係 03-3647-3162 FAX 03-3647-9206

#### オンライン申請(国内へ転出する方)

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルと署名用電子証明書を利用することでオンラインで転出手続きができます。来庁での手続きが原則不要で、転入先の自治体での転入手続きをの来庁日予約(異動日以降)も同時に行えます。

#### 郵送申請(マイナンバーカードをお持ちでない方/国外へ転出する方)

##### [必要書類]

- 転出届(郵送用) ※手続きは原則本人のみ。用紙は区HP、区役所、豊洲特別出張所、各出張所で入手可
- 本人確認書類の写し(有効期間内の運転免許証、パスポート、資格確認書、年金手帳等)
- 郵便料金分の切手を貼った返信用封筒(国外へ転出する場合、特例転出届の場合は不要)
- ※返信用封筒の宛先には、今までの住所か新しい住所(郵送時に受け取り可能な場合のみ)をご記入ください

▲転出入ワンストップ  
サービス

#### [申請方法]

「転出届在中」と記入した封筒に左記の必要書類3点を同封し、〒135-8383区役所区民課住民登録係へ郵送

#### [申請後の流れ]

必要書類が区役所に到着後2～3営業日内に、新しい区市町村で転入の届け出をする際に必要な「転出証明書」を発送します。

※転出届に伴い、介護認定や児童手当等の各種届け出が他の窓口で必要になる場合があります。また、国外への転出で在外選挙制度を利用する場合も別途手続きが必要です。詳細は各担当課にご確認ください

#### 転入や区内転居の手続きは窓口での届け出が必要

江東区以外の区市町村(国外を含む)から江東区に住所を移す転入届や、江東区内で住所を移す転居届は、居住場所や各種確認事項の聞き取りを行うため、従来どおり窓口のみでの受け付けとなります。なお、転入手続きを際は、必ずマイナンバーカードを持参してください(お持ちの方のみ)。

※窓口の混雑状況によりお待たせする場合があります